

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

経営トップは、安全の確保に関し主体的に関与します。

役員並びに社員は

- 1 安全は全てに優先するとの意識で職務に当たります。
- 2 関係法令・社内規程をよく理解及び遵守し、厳正に職務を遂行します。
- 3 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝えます。
- 4 常に問題意識をもって安全運航の継続的改善を行います。

2. 輸送の安全に関する重点施策

船舶

- 有責事故・重大事故「ゼロ」の継続
 - ・ 荒天時等 河川状況で危険を感じたときの速やかな停船や着船の実施
 - ・ 乗下船時、「歩み板」の安定確認の徹底
- 指差確認の徹底
- 船内での携帯電話（スマホ等）操作の禁止
(緊急時はお客様の了承を得て利用)
- ヒヤリハット情報の収集
目標 30 件 前年 8 件

3. 重点施策の達成状況

船 舶	目標	重大事故	有責事故
平成 30 年度	0 件	0 件	0 件

※有責事故・・・報告規則に該当するもの

4. 30 年度の安全教育及び訓練

- ・ 安全運動の取組み
 - ①全国交通安全運動（5月・9月実施）
 - ②わかやま夏の交通安全運動（7月実施）
 - ③年末年始の輸送等に係る安全総点検（年末年始）
 - ④全国安全衛生週間（7月）
 - ⑤全国火災予防運動（3月・11月）
 - ⑥全国労働衛生週間（10月）
 - ⑦サービス向上運動（1月）

・社内教育・訓練の取組み

- ①操船訓練（12月）
- ②乗組員研修（近畿旅客船協会主催）（12月）
- ③緊急時停船訓練（12月）

5. 30年度の安全に関する情報伝達

- ①事故防止委員会（年3回）
- ②事故防止小委員会（月1回）
- ③営業管理職定例会議（月1回）

6. 30年度内部監査

・運航管理について、安全統括管理者・運航管理者に内部監査を実施（3月）

7. 安全に関する措置

・30年度結果

携帯電話等・スマートフォン等取扱規程の制定 H30年4月

BCP策定 H30年9月

8. 安全統括管理者

・船舶事業部長